

ジェトロ「中小企業海外ビジネス人材育成塾」（商談準備講座）

9 月期 参加申込書・承諾書

1.自己宣誓

本事業における「中小企業」は、下記(1)および(2)の定義・要件をともに満たすものとします。

(1)中小企業基本法の定義

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が 1 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 50 人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人

(2)資本金・出資金、課税所得に係る要件

①資本金又は出資金が 5 億円以上の法人に、直接又は間接に 100%の株式を保有される中小・小規模事業者ではないこと。

②確定している（申告済みの）直近過去 3 事業年度の課税所得の年平均額が 15 億円を超えない中小・小規模事業者。

本事業に参加する者が所属する企業について、

① 中小企業として申請を行う場合は、該当箇所に☑チェックする形で宣誓して下さい。また、直近過去 3 事業年度分の課税所得を記載して下さい。

1. 資本金・出資金が 5 億円以上の法人に、直接又は間接に 100%の株式を保有される中小・小規模事業者に
 該当しない

2. 確定している（申告済みの）直近過去 3 事業年度の課税所得額の平均が
 15 億円以下である

3. 直近過去 3 事業年度分の課税所得額

前事業年度 _____ 百万円、2 事業年度前 _____ 百万円、3 事業年度前 _____ 百万円

※上記への該当の有無の確認のため、必要がある場合には、財務諸表、納税証明書等、関連書類の提出を求めることがあります。

②中小企業の海外展開に資する者として申請を行う場合は、該当箇所に☑チェックする形で宣誓して下さい。

1. 現在、中小企業の海外展開支援を
 行っている

2. 支援先の中小企業に代わって、研修プログラムを通じて支援企業の商品を題材に、海外展開戦略の策定、商談プレゼン資料を作成することについて
 支援企業の了解が得られている

【上記の宣誓に誤りや虚偽があった場合】

申込を無効とすると同時に、本事業への参加をお断りします。また、事後に宣誓の誤りや虚偽が明らかになった場合は、ジェットロの経費負担分について返還を請求する場合があります。

2. 育成塾参加条件・修了条件

(1) 参加条件

- 本事業の募集要項（ウェブページ）記載内容を理解し、同意していること。
- 申込フォームに入力した内容に誤り・虚偽のないこと。
- 全てのプログラム（Day1～Day7）に終日参加できること（遅刻、早退、中抜けも原則不可）。
- 貿易実務オンライン講座「輸出商談編」（事前課題）を、下記の受講期間内に修了すること。

事前課題受講期間：8月30日～9月12日 23:59 まで

※修了できなかった場合は育成塾研修プログラムへの参加は不可となり、お申込みになった貿易実務オンライン講座すべての実費を請求します。

請求金額（税込）：「輸出商談編」7,150円、「英文ビジネスeメール編」9,900円（選択者）

- 本研修において課された課題やアンケートについて、期限内に提出・回答すること。
- 研修において知り得た個人情報や企業情報を外部に漏洩しないこと。
- 参加者本人以外は受講しないこと（代理出席、複数人での参加は認められません）。
- 他の参加者や研修関係者と協調して行動できること。
- その他、研修の妨げになるような行為をしないこと。

(2) ご利用条件及び免責事項

別紙のジェットロ規定の「ウェビナーご利用条件・免責事項」の内容を確認し同意していること。

(3) 修了条件

以下を修了の条件とします。修了できなかった場合は、お申込みになった貿易実務オンライン講座の実費を請求します。以下（4）参照。

- 全てのプログラム（Day1～Day7）に終日参加すること。
※予想できなかったやむを得ない事情（急病、身内の不幸等）が起きた場合に限り、7日間のプログラムのうち、6日以上のお出席があれば本条件を満たすものとします。ただし、海外現地専門家による指導（Day6）は必修とします。
- 本研修において課される課題の提出及びアンケートへの回答。

修了者には、Day7でジェットロより修了証を発行します。

(4) 費用について

- 参加費用は無料です。ただし、プロバイダー料金、通信料は参加者自己負担とします。
- Day7の研修会場参加に関わる交通費、宿泊費等は参加者自己負担とします。
- 上記(3)の条件未達により、育成塾を修了できなかった場合、貿易実務オンライン講座費用は有料となります。
「輸出商談編」7,150円、「英文ビジネスeメール編」（選択者）9,900円（いずれも税込）
※貿易実務オンライン講座の修了／未修了に関わらず、当該経費を参加者に請求します。

(5) 参加決定後のキャンセルについて

- 参加が決定し、事務局から貿易実務オンライン講座のID/PWが発行された後に参加を取りやめる場合は、所定の「参加辞退届」をジェットロに速やかに提出してください。
- また、「輸出商談編」（必修）7,150円（税込）、「英文ビジネスeメール編」（選択者）9,900円（税込）を請求します。

(6) ジェトロからの参加お断りについて

- 研修で知り得た個人情報や企業情報の外部への漏洩や、研修の妨げとなるような行為が見られた場合は、ジェトロから参加者に対して参加をお断りすることがあります。

以上、1.自己宣誓、2. 育成塾参加条件・修了条件の記載内容を確認・同意の上で「中小企業海外ビジネス人材育成塾」に申し込みされる場合は、下表に漏れなくご記入いただき、貴社印（角印可）を押印の上、ジェトロ宛にPDFをeメールにてご提出ください（参加決定者は、原本を開講までに郵送にてお送りいただきます）。

同一の企業・団体から複数名参加する場合も、参加者1名につき1部の作成をお願いします。

なお、お預かりしたお客様の個人情報は、ジェトロの「[個人情報保護方針](#)」に基づき、慎重に取扱い、安全かつ適切に管理致します。

提出日	2023年 月 日
参加コース (申込コースに☑チェック)	<input type="checkbox"/> 機械分野（ドイツ、ベトナム） <input type="checkbox"/> 食品分野（1）（シンガポール、韓国、バングラデシュ） <input type="checkbox"/> 食品分野（2）（米国、マレーシア） <input type="checkbox"/> 化粧品展示会準備コース（中国、香港、ASEAN） <input type="checkbox"/> デザイン製品（日用品）分野（米国、フランス）
企業名	
所在地	
参加者氏名・所属・肩書	
代表者または本申込内容を 保証できる責任者名とその役職	印



日本貿易振興機構(ジェトロ)

ウェビナーご利用条件・免責事項

ご利用条件

- 1.独立行政法人日本貿易振興機構（以下「ジェトロ」といいます）は、お客様（以下「お客様」といいます。）がこの利用条件・免責事項を遵守することを条件として、講演者（以下「本講演者」といいます。）、ジェトロ（職員）、主催者、その他のサービス提供者（以下「本サービス提供者」といいます。）の映像、画像、テキスト、音声若しくは関連資料等のコンテンツの全部又は一部（以下「本コンテンツ」といいます。）を、インターネット回線を通じたWEBアプリケーションにて提供する、ウェブセミナー（以下「本ウェビナー」といいます。）サービス（以下「本サービス」といいます。）を実施します。
- 2.ジェトロは、本サービスの品質向上のため、本ウェビナーの内容の全部又は一部を録画、録音することができます。
- 3.ジェトロは、本ウェビナーの参加に際しお客様よりご提供いただいた情報については、本ウェビナーの実施に利用するとともに、ジェトロ内のデータベースに登録し、関連事業の実施、ジェトロからの連絡のために利用することができます。
- 4.お客様がご使用のPC等の端末環境、インターネット回線及びアプリケーションの状況が、ジェトロの指定するアプリケーション（以下「指定アプリケーション」といいます。）の設定を含む、以下の環境（以下「設定環境」といいます。）を満たしているか、ご確認ください。

設定環境

- a. ジェトロの指定する「ZOOM」アプリケーション（変更可能性あり）を次号のデバイスにインストール済みであり、これが視聴可能であること。

※詳細は、[「ZOOM」のウェブサイト](#)  をご確認ください。

- b. PC等のデバイスが準備されていること。

設定環境が満たされない場合には、映像又は音声途切れ又は停止する等、正常に本サービスを継続できないことがあります。なお、ジェトロは、設定環境についての技術的なお問い合わせにつきましてはご回答いたしかねます。

- 5.本サービスにより提供された情報及び本コンテンツは、本ウェビナー視聴用途限り、お客様のみにてご利用ください。
- 6.本サービスについて、本コンテンツに関する著作権は、ジェトロ、本サービス提供者等の著作権者（以下総称して「著作権者」といいます。）に帰属します。
- 7.お客様は、理由の如何を問わず、本コンテンツの複製（録画、録音のほか、静止画でのキャプチャ取得等を含みますが、これに限られません。以下同じ。）、上映、公衆送信（送信可能化を含みますがこれに限られません。以下同じ。）、展示、頒布、譲渡、貸与、翻案、翻訳、二次的利用等をしてはいけません。万一、これに違反した場合には、直ちに本サービスの全部又は一部の実施を中止し、又は、お客様の本ウェビナーの視聴を中止させていただきます。
- 8.本コンテンツを、著作権者の承諾を得ずに、複製、上映、公衆送信、展示、頒布、譲渡、貸与、翻案、翻訳、二次的利用等することは、著作権を侵害する行為であり、当該侵害者は、刑事責任を問われる可能性があります。また、これらの行為は、本サービス提供者のプライバシー権、肖像権等を侵害する行為でもあります。
- 9.お客様は、ジェトロが、その裁量により、本コンテンツを複製、上映、公衆送信、展示、頒布、譲渡、貸与、翻案、翻訳、二次的利用等し、及び/又は本サービスの成果（お客様の質疑、アンケート結果等を含みますが、これに限られません。）を公表することに承諾するものとし、これに関し、お客様は何らの人格権も行使しないものとします。
- 10.前各項に定めるほか、お客様は、本サービスの利用に関し、以下の各号及びジェトロの指示を遵守するものとします。
 - a.本サービスのアクセスURL、ID、パスワード等については、ジェトロからの別段の指示がない限り、第三者に開示してはいけません。
 - b.不正アクセス防止のため、アカウント名には、ご本人と分かるように申込時の氏名（フルネーム）をご記載ください。

- c.機密性の高い情報や個人情報（氏名を除く）を共有することは、お控えください。
 - d.本サービス提供時には、第三者がおお客様のPC等の画面を視認できない環境にて、ご参加ください。
 - e.本サービス提供時に資料を投影することがありますので、画面の大きいPC等の機器の使用を推奨します。
- 11.本利用条件及び免責事項と、他の利用条件等が矛盾、抵触する場合には、当該利用条件等において明示的に適用が排除されていない限り、本利用条件及び免責事項が優先するものとします。
- 12.ジェトロは、お客様への個別通知又はWEBサイトへの掲載により、本利用条件及び免責事項の内容を変更することができます。
- 13.本サービスの提供についての法律関係及び派生する権利義務は、日本国の法律に準拠します。
- 14.本サービスの提供についての法律関係及び派生する権利義務に起因又は関連し当事者間に生じる一切の紛争については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所をもって、専属的合意管轄裁判所とします。

免責事項

- 1.本サービスにて提供される情報等については、正確性、完全性、目的適合性、最新性を保証するものではありませんので、当該情報等の採否は、お客様自身の判断、責任において行ってください。本サービスでの提供情報等に関連して、お客様が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び本サービス提供者はおお客様に対し一切の責任を負わないものとします。
- 2.ジェトロは、本サービスにおける指定アプリケーション等の作動安定性を保証するものではなく、指定アプリケーション等の障害、通信状況、お客様の設定環境、その他の事由により、その提供が不能となり、中断し、若しくは、完全な映像又は音声を提供できなくなり、又はPC等の端末や関連アプリケーションに故障、不具合を生じる可能性があります。これに起因又は関連し、お客様が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び本サービス提供者はおお客様に対し一切の責任を負わないものとします。
- 3.ジェトロは、以下の各号に該当する場合、本サービスの提供日時、内容を変更し、本サービスの全部又は一部の提供を予告なく中止し、又は、お客様の視聴を中止させることができます。これに起因又は関連し、お客様が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び本サービス提供者はおお客様に対し一切の責任を負わないものとします。
- a.天災、テロリズム、戦争、政情不安、入国制限、感染症、労働紛争、その他の不可抗力事由が生じたとき。
 - b.正当な理由の有無にかかわらず、本講演者が本ウェビナーの全部又は一部をキャンセル又は延期等したとき。
 - c.前項に定めるシステム等の不具合が生じ又は生じるおそれがあるとき。
 - d.利用条件から外れるなど、お客様の状況が変化したとき。
 - e.前号のほか、お客様がジェトロの指示、条件又はジェトロとの合意事項に違反したとき。
 - f.お客様のPC等の端末環境、インターネット回線及びアプリケーションの状況にセキュリティ等のリスクが存在するとき。
 - g.お客様が反社会的勢力に実質的に関与することが判明したとき。
 - h.お客様が、国内外の法令に反する行為、法令に反する行為ではないが著しく不正な行為若しくは公序良俗に反する行為を行ったとき、又はその疑いが生じたとき。
 - i.前各号に定める他、ジェトロが相当と判断したとき。
- 4.ジェトロは、指定アプリケーション等のWEB会議を構築するシステム及びインターネット回線等がコンピュータウイルス感染、不正アクセス及びクラッキング等（以下「システム侵害等」といいます。）の被害を受けないように、ジェトロの個人情報保護規程に定めるセキュリティ基準を遵守のうえ、適切な予防措置を講じるように努めます。
- 5.前項の規定にかかわらず、システム侵害等が発生し、企業情報、個人情報その他の情報が漏洩した場合であっても、ジェトロは、前項における義務を超えて、お客様に対し一切の責任を負わないものとします。
- 6.前各項に定めるほか、ジェトロ及び本サービス提供者は、お客様の本サービスへの申込又はジェトロの本サービスの提供に起因又は関連して、お客様に如何なる損害が発生したとしても、お客様に対し一切の責任を負わないものとします。